

平成 25 年度草津地区環境情報交換会報告 (改#1)

- ・日 時：平成 26 年 2 月 13 日 (木) 13:30～
- ・場 所：草津市立アミカホール
- ・参加者：参加者名簿の通り

以下 事務局の控えであり詳細は所轄の環境事務所等へ確認してください。

1. 主催者湖南・甲賀環境協会 堀田副会長より挨拶



2. 自己紹介 (全員)



3. 滋賀県から

①工場事業上の立入り調査結果概要 滋賀県南部環境事務所大屋技師

Q1:ピークカット等、非常用に発電機を使用する場合、『仮設』であってもばい煙発生施設の届出は必要か？

A1 非常用発電機は電気事業法となり、近畿経産局の様式で近畿経産局に届出していただくと県に廻ってくるシステムとなっている。

<http://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/2012/2012peakcut.htm>

仮設の場合は近畿経産局に確認してください。

Q2:PCB 廃棄物はいつまで保存しないといけないのか。国の処理プランはどうなっているのか？

A2:平成 25 年度第 3 回環境担当者研修会で詳しい説明があったので、その資料は非常にわかりやす

いので、必要な場合は事務局に送付依頼して欲しい。

処理期限は H39.3.31 まで延長されたが、JESCO が近隣と稼働の契約しているのは H28 年となっている。

微量 PCB は、無害化処理施設が現在全国で 15 ヶ所認定されている。近場では愛媛県・富山県にある。環境省 HP 無害化処理認定施設一覧 <http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

②土壌・地下水汚染対策について 大屋技師

工場を増設等する際の注意点として、工場の土地をさわる場合、面積が 3000 平方メートルを超えて形質変更する場合はすべて、土壌汚染対策法第 4 条により、着手の 30 日前までに県への届出が必要である。

現在有害物質を使用していなくても、有害物質の使用履歴があれば、県から調査命令をかけることになるので、注意してほしい。

ガソリンのタンクを所有している場合は調査命令をかけられる可能性があります。

調査は 2～3 ヶ月かかる事もあり、調査は日にちも費用もかかるので、早めに相談して欲しい。

滋賀県条例では、有害物質使用地の土地をさわる時は届出が必要になることがある。

有害物質使用地台帳は各環境事務所にあり、閲覧可能なので自分の工場がどうか確認することも出来る。

土対法三条の調査義務は、有害物質使用特定施設の撤去時だけでなく、使用原料から有害物質をなくす場合にも発生します。

4. 草津市より



- ・事業所における公害苦情の状況とその対応について説明。 中島 正人専門員
- ・愛する地球のために約束する協定の説明 梅原主任

5. 環境事故事例の紹介と自主管理について NPO びわ湖環境 森氏



6. 環境管理の手引きの使用方法について NPO びわ湖環境 佐野氏より説明。

7. 意見交換



Q6：微量 PCB の処理運搬費の安いところはないか？

A6：最近は顧客の取り合いになってきたので、随分安くなってきている。

Q7：BCP：事業継続計画（Business continuity planning）の対策は？

A7：3.11 以降、急速に計画を出す要求が広まっている。（以下 抜粋）

震度 6 強のレベルで想定している。企業としては人命が優先で初動対策として

- ・ 仕事中に起こる場合、建物からの救出・夜間は従業員の安否の確認のための安否確認システム。
- ・ 必要な非常食の確保（帰宅困難者向け）。

復旧対策としては、サプライチェーンである取引先の実態を早くつかむ。取引先の従業員の安否確認。復旧目標を企業毎に決める。目標値を明確にして逆算することが大切。

ライフラインの影響。ガス・電気・水・道路・・・自治体と常に情報交換が必要。（どこに連絡したら情報がつかめるか？予め調べ、対応の準備をする。）現在はデータ化されており、停電すると使えないので紙ベースで持っているという手段も必要。非常用の発電機を重要セクションには用意する。発電機の駆動までは 10 分以上かかるので、蓄電池も準備する。更に計画を作っただけでは本当に起動するかどうかマネジメントが必要で、いかにトップに伝えるかなど、BCM（マネジメント）が必要。海外には地震以外の洪水のような災害もあるのでその対策も必要である。

南海トラフは滋賀県南部地区において、震度 5 強が想定されている。震度 5 強でも液状化になれば被害は大きくなる。土地の形状も予め知っておくことが必要。

Q8：県・市の届出の書式を統一して欲しい。

A8：法・条例に基づくものなので統一は無理である。

Q9：環境対策のベンチマークとなる企業を教えて欲しい。

A9：湖南・甲賀環境協会では環境先進企業の見学会やトップセミナー、省エネ勉強会など行なっている。環境対策は比較的に見せてくれるので、出来るだけ参加してください。

Q10：草津市の特定工場における施設の届出範囲の判断基準を知りたい。

A10：届出施設の基準は決まっておらず、個々の対応となっている。

守山市は施設が60種類くらい決まっており、また届出は草津市30日前に比べて60日前となっていて、非常に厳しい。市によって様々である。

Q11：草津市から送付される、立入り調査の事前調査票の内容と現状が異なっている。

訂正したいが何時の時点で訂正が出来るのか？

A11：事前の調査票と現状は異なっている場合がある。(届出のタイミングが施設の数が増えたとき等、現状と一致しない為)。立入り調査時に確認している。

Q12：特定施設や使用薬品を変更した場合、責任者と工場長だけしか変更内容を知らされず、環境担当者が閲覧しないとわからない場合があり、気づかずに変更届が漏れる場合がある。

環境担当者にも書類が目にとおり、届出漏れをなくすために、どのようなしくみをしているか？

A12：・施設が変更される場合、連絡する担当者を固定したり、またその担当者を増やしている。

・届出担当者が現場に出向き、変更等ないか確認することが重要。ただし、原材料の変更等目に見えない事は確認出来ない場合がある。

・部門から環境担当者へ変更届があれば問題がないが、担当者が変わっても漏れ無いように、チェックリストを作成し、運用している。

Q13：近隣住民とのコミュニケーション方法は？

A13：自治会の掃除・溝掃除等に参加したり、その際にパンや飲み物を寄付したり、地藏盆に寄付をしている。場内で花を作っているが、先日環境監査で、育てた花を地藏盆に持って行ったらどうかと薦められた。地域の住民と積極的な関わりをして欲しい。

Q14：省エネの取り組みを教えて欲しい。

A14：協会発行の省エネルギー対策のポイントの冊子を参考にして欲しい。

協会ホームページからも閲覧出来る。

以上